

平成 年 月 日

保護者 殿

岩沼市立岩沼南小学校
校長 大森 誠志

出席停止について

学校保健安全法第19条に基づき、集団感染を防ぐためにお子さんの出席を停止します。つきましては趣旨をご理解の上、お子さんの健康に一層留意されますようお願い申し上げます。

出席停止期間の基準を経過、または医師の許可を得てから登校してください。なお、登校する際は、【登校願い】(下欄)を保護者が記入して学校に提出してください。

年 組 氏名	年 組	氏 名
出席停止理由	インフルエンザ	
出席停止期間	平成 年 月 日から医師の指示があるまで	

- 出席停止の開始日は医師が診断し学校に連絡があった日からとするため、発症日とは異なる場合があります。この期間は欠席の取り扱いはしません。
- インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。主治医の許可のもと登校させてください。
- 主治医の指導のもとに安静に過ごし、他者との接触は避けさせてください。

(切り取らないでご提出ください)

岩沼市立岩沼南小学校長殿

登 校 願 い

(年 組 氏名) はインフルエンザのため出席停止中でしたが、医師の許可を得ましたので、 月 日から登校を許可くださるようお願いいたします。

発症日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

通院した医療機関名 _____

※裏面にインフルエンザの出席停止期間の説明がありますのでご参照ください。

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザによる出席停止期間の基準は、
「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」です。

「発症した後 5 日を経過」の数え方については、症状が出た（発熱）日の翌日を第 1 日目として数えます。

【例 1】水曜日に発症した場合、翌日の木曜日が第 1 日目になりますので、登校が可能になるのは 6 日目で、翌週の火曜日になります。

【例 2】早期に解熱した場合でも、「発症後 5 日を経過」してからの登校となります。

【例 3】発症後 5 日目に解熱した場合、解熱後 2 日を経過した 8 日目が登校可能となります。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	
	2 / 1	2 / 2	2 / 3	2 / 4	2 / 5	2 / 6	2 / 7	2 / 8	2 / 9	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
例 1	発症			解熱			登校可能			
例 2	発症		解熱				登校可能			
例 3	発症					解熱	解熱後 1	解熱後 2	登校可能	
	発症	発熱期間（ウィルス排出期間）					発症から 5 日経過			